令和7年度 教育・保育に係る確保方策(案)について

1. 確保方策(全体定員)設定の考え方

各年度の保育所、認定こども園等の定員については、利用状況から認定区分ごとに、量の見込(必要利用定員総数)を設定し、毎年、確保方策(年齢・認定区分別の利用定員)として設定を行うこととしています。

2. 令和7年度 確保方策の内容

令和7年度の確保方策は、一部定員の見直しを行い、令和6年度の定員総数2,340人に対して、令和7年度は定員総数2,291人と、前年度対比で49人減として設定します。

≪内訳≫

- ・「2号認定(保育認定3~5歳児)」は、柏学園ひまわり幼稚園、第二かしわ幼稚園の 定員設定について不足が生じていることから定員の見直しを行い、前年度比13人 増
- ・「1号認定(教育認定3~5歳児)」は、クラーク幼稚園、柏学園ひまわり幼稚園、第二かしわ幼稚園の定員設定について余剰が生じていることから定員の見直しを行い前年度比62人減

≪資 料≫ 【資料 No. 1】確保方策(案)に係る各種比較等 【資料 No. 2】令和7年度 市内教育・保育施設別定員(案)